

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎決算特別委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号までを議題といたします。

認定第1号から認定第10号までは、決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、小沼信孝君。

6番、小沼信孝君。

[決算特別委員会委員長 小沼信孝君 登壇]

○決算特別委員長（小沼信孝君） 改めまして、おはようございます。

決算特別委員会の報告をさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか、その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼として審査を行いました。

1、認定第1号 令和3年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件は、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。

①令和3年度決算書の歳入では地方交付税の占める割合が歳入全体の50.9パーセントを占め、さらにコロナ対策としての地方創生交付金などの国庫支出金が大幅な減額となり、

町税収入等も厳しい状況がある。令和2年、3年度にわたりコロナ禍での生活・経済支援対策として様々な措置を行ってきたが、今後の国からの財源措置は不透明である。さらに、人口減少、物価高騰など経済状況の悪化が益々懸念されるため、安定的な財政運営に努められたい。

②歳出の各款・項・目に多くの補助金制度が設けられている。特に監査員から出された勧告書を真摯に受け止め、各種補助金等の執行については、その効果及び成果の評価・検証を常に行い、随時見直しを図るなど制度の主旨に沿った適切な予算執行に努められたい。

③厳しい経済環境の中、第三セクター等の事業者も経営に大きな影響を受けており、町としては各事業者の経営状況を把握し、それぞれに合った適切な支援に努められたい。

以上でございます。

失礼しました。

2、認定第2号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものとした。

3、認定第3号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4、認定第4号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 令和3年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 令和3年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 令和3年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

10、認定第10号 令和3年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） それでは、認定1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定とされました。

続いて、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

討論ですね。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 認定4号について反対討論を行います。

私はこの制度、この会計制度は社会保障制度に根本から反する制度だということで、この間、一貫して予算・決算に反対してまいりました。ちょうど9月は敬老の日ですが、しかし、字の通りお年寄りを敬うという中身でありますけれども、この制度そのものは社会保障制度に真っ向から反対するものです。この制度そのものが高齢者標的とした医療抑制を狙って、さらに健康の自己責任と受益者負担を制度の根幹に据える制度になってきております。特にこの10月からは、一定の収入のある方は2割負担という制度、既に国会で決められておりますけれども、そして後期高齢者には7月の段階で9月までの保険証しか配付されてない。で、10月からは新たな参入によつての保険証の配付という形にこの制度もなっております。ちなみに、年を重ねれば、それぞれ、体においても変調をきたすというのが多くなっているというのが現実であります。で、診療所の、朝日診療所の収入でみても、外来でも後期高齢者4,530万、国保加入者1,200万、社会保険料加入者1,190万と、国保と社会保険加入者合わせた方の倍以上のお医者さんに掛かる比率高くなっている。で、入院費では、外来で7,285万円。で、国保と高齢者、国民健康保険加入者、それから社会保険加入者合わせても456万ですから、やはり入院にしても、外来にしても、年齢を重ねるごとに医療費が高くなる。これはやはり一つ一つの病気じゃなくて複合的になってくる。これは当然の人間の摂理であります。本来の社会保障制度、どうあるべきか。これは根本から今問われている問題だと私は思います。そこに真っ向から反する受益者負担制度を推進するこの内容については反対いたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第4号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第5号について採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

委員長は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第60号　只見町行政機構改革審議会条例の一部を改正する条例、議案第61号　工事請負契約の締結について、議案第62号　令和4年度只見町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、日程第11以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、議案第61号、議案第62号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君）　　追加日程第1、議案第60号　只見町行政機構改革審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君）　　それでは、議案の説明に入ります前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君）　　資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君）　　地域創生課長。

○地域創生課長（目黒康弘君）　　それでは、議案第60号　只見町行政機構改革審議会条例の一部を改正する条例につきまして、今ほど配付させていただきました資料に基づきご説明をさせていただきます。

議案第60号資料でございますが、今回の条例の改正する内容の新旧対照表となっております。右側、改正前ということで、先般の行政機構改革審議会。これから開催するにあたりまして、議員の皆様のご意見等踏まえた中で組織等の名称等について改正をさせていただくものをお願いするものでございます。

組織については、現在13名をもって組織するということで学識経験者6名、一般町民7名と規定されておりますが、今回の改正におきまして学識経験者については有識者。それから学識経験者6名、一般町民7名となっております部分を合わせまして13名以内ということで、改正後の表になりますが、審議会是有識者等13名以内をもって組織し、町長が委嘱するといった内容に改正をお願いしたいものでございます。

説明については以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 委員会の折によく説明をされたので、私は理解したつもりでございましたが、確認したいことが一つありまして、まずあの、学者・有識者の区別をなくされたということで、それはよく説明を受けております。

この際、例えばあの、学者、純粋なる行政学者なり経済学者なりを必要、会に入れる必要があった際には、こういった学者は有識者と、そういう中に含まれるかどうかお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのお質しにお答えさせていただきます。

学識経験者の部分につきましては有識者の中に含まれるということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星一君） 議案第61号についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

1、契約の目的、橋梁補修工事、熊倉橋。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額5,819万円。4、契約の相手方、只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信。

議案第61号資料のほうをご覧をいただきたいと思います。

この工事に係る入札につきましては9月2日に実施をいたしました。入札参加者につきま

しては町内7者を指名いたしまして、6者が応札をされました。予定価格は5,311万1,000円でございます。その中で最低入札額の株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社5,290万円、税抜きでございますが、この金額で落札というような形になりました。

この熊倉橋でございますけれども、ちょうど杉沢・熊倉線内に走っておる、架かっている橋梁でございます。橋梁の長さは178.2メートルでございます。1977年、昭和52年に架設をされました。この工事につきましては5年に一度の橋梁等の定期点検によりまして修繕を要する橋梁とされたことから、今回補修工事を行いたいものです。この橋梁工事につきましては本年と来年の2ヶ年計画で行う予定でございます。本年は足場を設置を必要とする下部工を実施したいものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、議案第62号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、議案第62号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

まず歳出予算の補正になります。

第1条としまして、既定の歳出予算の総額6億4,847万5,000円のうち、30万8,000円を科目構成するものでございます。

2項としまして、歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額、補正後の歳出予算の額につきましては、第1表によります。

1ページが第1表でございます。今回、商工費に30万8,000円を増額し、予備費を減額をさせていただき内容となっております。

歳出の内容については担当課のほうからご説明申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、予算書3ページのほうをご覧いただきたいというふうに思います。

歳出でございます。7款、商工費の5目、観光施設費でございます。今回、補正をお願いしておりましたのは、内容といたしましては歳時記会館に係るものでございます。歳時記会館につきましては、指定管理の公募、2回ほど行いましたが、不調でございまして、現在、休館中となっているところでございます。今般の中、また過去からも様々なご意見いただいているところでございますが、今般の議会の一般質問におきましても、JR只見線の再開通前後、また紅葉期にこの歳時記会館の活用といったものをご意見をいただきまして、検討させていただきたいということでございました。検討の結果といたしまして、この再開通前後また紅葉期に合わせまして歳時記会館の1階部分を無料休憩所という形でトイレ施設が使えるようにする、また観光PRといったようなことを実施をしてまいりたいというふうに考えております。そのための費用を今回、予算としてお願いをしているところでございます。

観光施設費、10節、需要費でございますが、光熱水費といたしまして電気料、水道料、それぞれ2ヶ月分という形で計上させていただいております。12節、委託料でございますが、歳時記会館に係る消防施設の点検管理委託でございます。あと清掃管理委託料ということで、施設の期間中の開錠、またトイレの清掃、周辺の草刈り等、田子倉の無料休憩所、こちらでの運用を参考といたしまして設定をし、積算をさせていただきました。13節、使用料及び賃借料でございますが、施設の使用に係ります集落排水施設使用料、やはり2ヶ月分を想定をしているところでございます。

13款、予備費でございます。予備費につきましては、こちらのほうの30万8,000円の減額をもって予算を調整をさせていただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 電源開発の記念館のほうから、記念館を改造したいという申し入れがあったということですが、それとの関連で、どういう整合性を持たせてやられるのか、わかったら説明をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 電源開発様のほうで運用していらっしゃいます、いわゆる只見展示館、ダムの只見展示館のお話かというふうに思います。只見展示館におきましても、やはり10月1日、只見線全線再開通に合わせて内容のリニューアルをかけるといったようなことで情報の提供をいただいているところでございます。こういったリニューアルも含めまして、過去から只見展示館の開館、そして、歳時記会館のほうも開館をさせていただいて、両方運用させていただいているというようなところでございますので、歳時記会館につきましては、いわゆるトイレ、観光PRといったようなところ、また電源開発の只見展示館におきましても、今度、リニューアルをしまして、非常に内容が濃い、また観光、そういったところにも活用ができる内容というふうに聞いておりますので、そういった中では只見展示館のほうのPRのほうも駅前のインフォメーションセンター通じましてPRをしていきながら、お互いにこう、良い効果を出しながら運用していけるよう調整をしてまいりたいというふう

に考えております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 電源開発の記念館のリニューアルの内容というのは、こういうリニューアルをしますというのではないんですか。何も。ただ、その言葉だけでのリニューアルのお話があったということなんでしょうか。それとも、こういうふうな中身をやるからと。その連動の中で私は無料の歳時記念館というふうに決定されたんだらうと、こういうふうにその連動性というのか、関係性というものを感じていたわけですが、その関係性の説明をしてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 只見展示館のリニューアルの内容につきましては、過去の町長からの一般質問の中でも若干触れていたところもあったかというふうに記憶をしておりますが、いわゆるVRという、バーチャルリアリティという機器を使いまして、ダムの中の見学、疑似体験的な中の見学ができるようにするといったようなこと。小学生なんかは発達の関係もあり、大きなスクリーンで全体で見ていただくようになるけれども、一般の観光客の方々には、いわゆるVRでの疑似体験といったようなものがしていただけるような設備だというふうに聞いております。また、中の設備、展示品等もまたリニューアル、新しくして展示をしていくと、本当に概略でございますが、そういったような内容で聞いているところでございます。そういった中で、連動性といったようなお話でございました。今回につきましては、いわゆる只見湖の観光という中で、一旦やはり、あそこで、あの駐車場にバイク、また車で駐車をされて只見湖観光を楽しんでいただく方も非常に多いといったようなことで認識をしておりますので、そういった中で歳時記念館につきましては無料休憩所という形で、そういった方々のトイレの提供、また町の観光PRを行っていく。勿論、電源開発の只見展示館のほうにも足をお運びいただきまして只見町の観光に触れていただくといったようなことで連動性を持たせたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

3回目。

○11番（三瓶良一君） ちょっと話が違いますね。あそこをその、観光を、あなたはどっちのほうに観光されますかと、こっちのほう観光だ、そういうような施設にするというふうな説明を受けたと思いますが、そういうその観光案内的な施設だという説明はないわけですが、

それはどうされました。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 歳時記会館につきましては、当初、そういったような機能、観光案内という地域観光の宣伝、案内、情報収集に関することというのも歳時記会館の一つの事業ということで設定をされております。こういったような事業を担っていただくために、指定管理という形で公募を2回ほど行いましたけれども、残念ながら不調に終わってしまった、その中で現在休館をしているといったようなことの中で、先ほど申しあげました歳時記会館の利用ということを検討していく中では、まずは無料休憩所という形で来訪者の皆様方に活用をいただく、利用をしていただける最低限の体制を整えていくといったようなことで、今回、提案をさせていただいた無料休憩所という形で開館をさせていただきたいというものでございますので、ご理解を賜ればというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） そのほかございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 一般質問で質問して、最低でもなんとか開けてほしいということで、対応の早さに感謝申し上げますけれども、その中で何点かお伺いします。

まずはこれ、先ほど課長の答弁の中でも最低限というお話がありました。これはいつまでを目途にしていらっしゃるのか。この30万8,000円ですか。それでいつまでを考えていらっしゃるのか。

それからこれ、だいぶ急がなきゃならないと思いますけれども、これから委託をされるということになるんでしょうけれども、委託先の目途はあるのかなというふうなことで、これはあと、先ほどその電力のJパワーさんとJRのほうでイベントを組んでいらっしゃいます。そうした際にはたぶん、大勢のお客様があそこに訪れると思いますけれども、そういった時の対応はやっぱり、そういった時も無人でそのままなのかなと。そういった時ぐらいはどなたかがいるべきではないのかなというふうに考えます。それから防犯管理上のことはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

あと、一番大切なのは雪消えと同時にまた同じ問題が発生すると思いますけれども、次年度以降、どういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まず、項目ごとにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、いつまでやるかといったようなところでございますけれども、今の想定といたしましては11月初旬、連休前後と、連休後ぐらいを一つの目途といたしまして、こういった体制をとっていききたいと。で、冬期間については例年どおり休館をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

委託先の目途といったようなお話でございますけれども、一つに決めるということではございません。今回、予算をいただいてからと、正式な話ということになりますけれども、町内の無料休憩所の清掃管理をやられている事業者さん、また様々なチャンネルを通じて、ここは早急に体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

また、イベントの対応ということでございます。ウォーキングイベントでもこちらのほう通られるというふうに聞いておりますので、そういったイベントのところ、情報が入りましたら、そういったところではなるべく中に係員等配置をしていただいて、イベントのほうで対応いただくといったようなことで相談をさせていただければなというふうに考えているところでございます。

防犯管理上の部分でございますけれども、2階のほうに上がる階段がございます。やはり、通常、そういったような形で2階に上がられるといったようなところになりますと、やはり防犯管理上、問題が出るかというふうに思いますので、2階に上がられないような対策は、これは既定予算の中で実施をさせていただきたいというふうに考えております。1階部分に限って、防犯上必要な盗難等がないような形で設定ができればというふうに考えているところでございます。

来年度以降ということでございますが、こちらのほうにつきましては来年度以降も歳時記会館の活用方法、また歳時記会館の条例、こういったところも見ながら、来年度に向けての検討はちょっとまだ皆様方にお示しできるような状態ではございませんので、こちらのほうについても詰めさせていただきまして、なお、ご説明をさせていただければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほどあの、時期について、それから委託先、委託先については、これ、例えば個人で、私がやりたい、私やりますというふうな場合も、個人もあり得るのか。それともやっぱり法人とか団体という形になるのかを1点と、あとそれから、イベントの時

はイベント関係者の中で対応していただくとおっしゃいましたが、あのウォーキングイベントの場合ですと、ウォーキングが主となります。そうした場合にあそこで案内するというのはウォーキングの案内はできますけれども、あそこ等で何か尋ねられた時に観光案内まではできません。只見町のPRまではできません。ですから、ウォーキング参加者には対応できますけれども、只見のPRになるかどうかというのは責任が持てません。ですから、そういった際に、大勢訪れる際には何らかの形で観光PRをして只見町を売り込む形が必要なのではないのかなというふうな、感じてはいますけれども、そうした時に只見でガイドいらっしやいます。そうした方々をその日に頼むとか、あとは観光商工課の職員が出向いて観光案内をすとか、パンフレット配るとか、そうした取り組みが必要なのではないのかなというふうに感じますので、そこをもう1点お伺いします。

それからですね、来年度以降も、前回の町長答弁では閉鎖にはしたくないというお話がありました。そして、実際問題として指定管理業者が見つからない。だけど、閉鎖にはしたくない。ですから、そうしたところで対策がまだ講じられていないというのは、どうもおかしな話だなと思います。私は指定管理業者が見つからなかった原因を究明して、そして、見つかるであろう条件を考えて、指定管理業者を再募集すべきだと思いますので、その辺の答弁をもう一回お願いします。

それからあと、あそこ、例えば今、鍵開けた状態で、すぐ無料休憩所としての機能は果たさないとですね。中片付けなきゃいけないですね。そうした片付けはどなたがおやりになるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まず今回の委託先として個人、法人といったようなことで、受け手があるのかといったようなお話だったかと思います。先ほど申し上げましたような例が一例という形で想定をしているところをございまして、様々な管理、お願いをしているところもございますので、そういったところの関連をしながら、できる業者さんを見つけていくといった中で、場合によってはその個人の方にお声を掛けさせていただくといったようなこともあるかもしれません。今のところは先ほど申し上げましたような町の管理、同じような無料休憩所の管理をやっている事業者さんございます。それ以外にも様々なチャンネル通じて、業者のほうは早急に対応させていただきたいというふうに考えております。

只見のPRということで今ほど、そういったところだけでもしっかり体制を組んでPRを

すべきだのご意見をいただきました。そういった体制を組んでいくことについて、なお内部的に協議をさせていただいて体制を組んで対応させていただければというふうに考えてます。

また、次年度以降につきましても、まさに委員おっしゃられるとおりでございます。原因を究明して、来年度以降、そういったところで指定管理、こういった指定管理の出し方が良いかといったようなところも含めて検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

片付けは誰がやるんだといったようなお話でございました。片付けて、ある程度、中のほうをきれいにしていくという作業は当課職員のほう、対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） あと、鍵の開旋と施錠。それはいつ頃、何時に開けて、何時に閉める予定なのかお伺い…

それとあと、3回目ですので、やはりあそこは観光案内の核として一般質問でもいたしました田子倉ダム、只見ダム、旅行村。そうしたところの中で中核としてあるべき場所であって、人も多く訪れます。ですから、本当に継続で営業できるような仕組みづくり、それを今後考えていただいて、来年の雪解け後には開館しているというふうな状態を目指してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 開館時間のお問い合わせでございました。こちらにつきましても、やはり施設の清掃管理委託の事業所との協議も当然必要になってまいりますので、最終的な決定事項ではございませんが、今のところの想定といたしましては毎朝9時に開錠しまして、夕方、日が暮れる頃ということで夕方4時頃に施錠していくといったようなことで現在想定をしているところでございます。今後の協議の中で若干変わる可能性はございますが、今の想定でございます。

こういった歳時記会館、継続して営業ができる仕組みづくり、こういったものを検討していただきたいといったようなご意見、まさにそのとおりでございまして、指定管理、来年度に向けた指定管理の検討の中で、そういった仕組みづくりも併せて検討させていただければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） どうも監査になってから、細かいこと気になって。この追加予算自体が、見る時に、去年からの振興公社あるいは歳時記会館の動きを見て、今、お二方おっしゃいましたが、去年からの動きだったと承知しておりますが、まずあの、これが9月補正の、いわゆる補正予算として最初から議案にされなかった。追加議案にされた。こころの意図はどういうことだったのかお伺いします。やはりあの、これはあの、当局者側で去年から、観光協会の問題があったり、あるいは会津ただみ振興公社の問題があったり、そうした中で歳時記会館の問題も出ておりましたことは三瓶良一議員の話で、これはもう私もそう認識しております。であれば、当然、何らかの形ではあそこを運用するという前提だったわけで、でき得れば、予算ですから、考えられる事業について措置しておくのが当たり前の話でして、それが当初予算以前から話があった。そして、変遷してきたにしても、何故、9月の定例会の補正予算という中で審議されなかったのか。何故、いきなり追加だったのか。補正予算、そして追加予算の時間が置く必要がないのかなど。そうすればその、見ようによっては予備費の安易な流用にも見えるものですから、何故、9月補正の通常の補正予算にあげられなかったのか。それをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 9月補正予算の編成の中で、やはりこの歳時記会館の活用について、こちらのほうも当然、検討してきたところでございます。ただ、公募、2回目を行いまして不調となって、その後どうするかといったような協議の中で、歳時記会館、やはり、本来であれば、トイレだけではなくて、そこで飲食、物販の提供、また観光案内、有人で行っていただくといったようなことが本来であろうといったようなことで検討をさせていただいていたところでございますけれども、やはり9月補正のタイミングになってまいりますと、お盆も過ぎる。そして、一番良いところが、いわゆる紅葉時期にしか、入込といたしますか、その物産販売であったりとかの、その販売収入が見込めないといったようなところで、なかなかその、いわゆる指定管理といったような形でのお願いは今回できないだろうといったようなことで、次年度から活用すべく検討させていただくといったような方向性の中で、まずは9月会議については予算提案は見送ったといったようなことでございます。ただまあ、今回、9月会議の一般質問におきましてご意見いただきましたので、再度、検討させていただ

いて、このタイミングでの補正といったようなことでお願いをすることになったということ  
でございますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、なるべく予算編成指針に合った形で事業を具体化されていきま  
すようお願いいたします。

二つ目ですが、不調になったという表現がありました。不調ということは相整わなかつ  
たというふうに私理解しますが、やりたいという人はあったのですか。それはどういう方で、  
やりたい方があったにもかかわらず不調になったということは何が原因だったのか。これを  
お伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今回、指定管理2回目、1回目は応募がございませんでした。  
そういった中で2回目の公募という形で行ったわけでございます。2回目につきましては1  
件応募があったわけでございますけども、指定管理の審査委員会、こちらの中で当事者のヒ  
アリングまた提出書類の確認、審議をしていただいた中で、審議会の最終的な点数には指定  
管理者としての最低点に満たなかったといったようなことで、指定管理を請け負わせるに値  
する事業者ではなかったといったようなところでの審議結果となりましたので、2回目につ  
きましても指定管理をお願いするといったようなところには至らず、不調という文言を使わ  
せていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 私、総務委員会なので、詳しい事情がわかりませんのでお伺いいたし  
ますが、2回目には参入したい、やりたい方があったと。しかし、それは審査委員会が定め  
る基準に、点数で割り振ったんでしょうが、その基準を満たさなかったという説明だと思  
いますが、私、審査委員会の基準表、何がどうだかはわかりませんが、これあの、住民の方で  
しょうから、住民の方がやりたいと言われるものについて、基準を設けて、基準に満たない  
のでダメですよという話になったわけです。なので、いわゆる只見町住民の方の利益・不利  
益に関わりますので、あえてお伺いします。基準に達しなかった、一つ大きなものを、一つ  
挙げるとすれば、どういうことを基準に達成されなかったか。今、その基準表を持たない私  
にとって、あれこれ想像してみても仕方がないものですから、その大きなものについてお伺

いたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 審査会の中でございますけれども、大きな理由というところではございましたけれども、審査書類の内容的な部分での不備があったといったようなところ。また、その経営状況、また職員体制、こういったところで基準に達しないといったようなところでの点数であったというふうに承知をしております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 2点ほどお伺いします。

1階を無料開放されるということでございますので、休憩所として使われるということだと思いますので、椅子やテーブルはどのぐらいご用意されるのかというところ。

あともう1点がですね、2階を開放すると防犯管理上、問題があるというような趣旨のご発言でしたけれども、盗難というワードも出ましたけれども、その2階に何があるのかというところ、何があるから問題があるのか。そして、じゃあ2階に行かないための施策としてはどのぐらいのセキュリティを設けられるのか。

2点お伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まず、椅子、テーブルについてはというところでございます。現場のほうでちょっと確認をさせていただいて、適切に配置をしていきたいと思いますが、今、歳時記会館にある椅子、テーブル、こういったものを活用させていただきまして配置をしてみたいというふうに考えております。具体的なものはちょっと現場のほうで合わせさせていただきたいというふうに考えております。

防犯でまあ、2階に何があるかといったようなところではございますけれども、2階にまあ、飲食のほうの提供の、いわゆる厨房用品等々もございます。ただ、一番大きなところは、2階に入られてですね、2階でこう、様々、ある意味、隠れられてしまったりだとか、そういったようなところがちょっと懸念されるといったようなところがございます。施錠後に2階に人がいた、そういったようなことがないようにしてみたいというふうに考えておりますので、2階の階段室。ここを閉鎖をしまして、2階には上がられないような形、勿論、もの出し入れがありますので、若干、開けたり閉めたりできるような形に整えてはきました

いとは思いますが、そこにも南京錠等で施錠して2階には上がられないといったようなことをやっていきたいということを考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 2回目のそのご答弁のところですね、人が入られて見落としがあつてというところのご答弁なんですけど、ちょっとそこのお考えの仕方が私はちょっと違うのでご指摘をさせていただきます。

バスの取り残し、園児の取り残しという、ああいうヒューマンエラーと申しますが、ああいったことは必ず起こるので、その予防線にという考えだと思うんですけども、歳時記会館の一番良い場所というのは、皆さんご存じのとおり2階だと私は思っているんです。2階からの展望がとても素晴らしくて、そこで昼食を食べながらというのが非常に良いなと思っておりますので、その、何故、あそこのロケーションが良いのか。何故あそこを開けなければいけないのかというところは、もう少しその、本来、あそこが何故、良い場所なのかというところが落ちてくるような感じがいたします。悪いことをする人は必ず悪いことをするわけで、良いことを、只見を楽しみに来ていて、展望を楽しめる、あそこの施設を楽しめるというところはですね、そこを最大限に売りにするために開けますというお考えのほうが私は適切なのかなと思っております。

あともう一つですね、そのテーブルや椅子だという数をお伺いしたところがですね、昨日、昨昨日か、ほどにですね、JパワーさんとJR東日本ビューツーリズムでインフラツーリズムをされるということは発表されております。で、そういったご答弁がないのも非常に寂しいですし、なので、あそこでいらっしゃって、JRでいらっしゃって、鉄道でいらっしゃって、その後、あそこに行くということはバスで行かれるわけです。その時に、ではどのようなバスなのか。そこでもしかしたら、どこかで町内のところでお弁当を手配されて、あそこでゆっくりとお弁当を楽しまれるかもしれないと。そういった際に、1階のあの場所だけで無料休憩所として足りるのかと。そういった大型のところを企画されているところがあれば、収容人数というところの考え方も抜けてらっしゃると。そういったお考え、まず情報の取り方が少し弱いなというところ。それに対して答弁もございませんでしたので、大事な考え方が少し抜けておると思いましたのでご指摘させていただきました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 2階に上がる部分の、いわゆるロケーションの部分であったりだとか、またそういった観光、インフラツーリズム含めまして、観光のその大きな企画の場合のその対応。今ほどそういったご指摘いただきましたので、今後の運用の中で体制を組んでいく中で、そういったところをなんとか、対応できるところはなんとか対応していくといったようなことで、ちょっとまあ、委託の事業者、また課内の中でも調整をさせていただいて検討させていただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 1点お伺いいたしますが、先ほどあの、開館の時期というか、開ける時期、11月の連休ぐらいまでということでしたが、あそこは当然、新潟県と往復する方がほとんど利用されると思います。で、建設事務所のほうで、出会い橋の工事について、例年、12月1日から通行止めにするわけですが、今年度は早めに通行止めをして工事をしたという話があって、その時期がわかって今のような話をされているのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今、議員ご指摘の出会い橋につきまして、工事もあるので早めに閉鎖するかもしれないといったようなお話は承知をしているところでございます。ただ、具体的なその閉鎖の日時等については、現在、承知をしているところではございません。そういった中で、いわゆる紅葉期という中で、一番、お客様の出入りが多いであろうというふうなところで想定をさせていただいたのが、いわゆる11月上旬といったようなところでございますので、出会い橋の工事によりまして、場合によってはもっと早い段階での閉鎖、こういったところがあるようであれば、またその事件でまた開館の内容については相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） その時期について、ある程度前もって聞いて、こういったことをされるべきではないでしょうか。まったく、やってみただ、じゃあ10月の10日に例えば閉めますということになった場合は、これ始めて2週間程度で閉めてしまうことも在り得るといふ今の話ですから、そういったことは、只見の観光を考えて、だったりして開けるわけですから、その辺はもう少ししっかりと協議をして、聞くところには聞いて、やるべきじゃな

いですか。短くなったから短くて、閉めますということでは、やっぱりおかしいんじゃないですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご指摘ありがとうございます。

そういったところ、ちょっと抜けている部分ございましたので、早急に建設事務所との情報共有もさせていただいたうえで、管理のほうにあたってまいりたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 3回目、6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） いや、協議をしてということで、農林建設課長なんかはそういったことに対して、何か建設事務所等から話は出てないんですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 明確な日付が決定をしているわけではありません。紅葉期終了後の、人が入ってくる、利用が少なくなる時期を目途にできるだけ早く工事に着手をしたいという考え方をお持ちだということですので、紅葉期終了後というふうに考えていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） ほかの委員の方と話は同じなんですが、今回、歳時記会館の隣の電発の展示館、28日にリニューアルされるという話だったと思うんですが、町長からも内容一部、一般質問の時にお聞きしておりますが、片やそうやって努力されている、そしてあと只見線の再開通に伴って、いろんな旅行会社とか、田子倉ダム、それからいろんな町内の施設をまわってと、そういうツアーも用意されております。その中で町のほうとしては、歳時記会館を今まで閉鎖をしていた。で、指定管理者がないから、もう閉鎖するしかない。で、緊急的に無料休憩所ということの対応だと思うんですが、やはりその辺の位置づけをちゃんとしっかり持ちながら、あそこ、本当、良いビューポイントなんですよ。で、やはり、新潟から来られる方、それからいろんな方があそこで休んだり、それで写真撮られる方も多いです。ですから、町として電発からあその土地を借りている内容としても、観光案内所的な施設として活用していくというのが前提にあるわけですから、その辺を踏まえて、指定管理者で

運営をしていくのが一番最良かと思うんですが、そのほかの方法含めて、ただ無料休憩所で開けておけばいいということじゃなくて、ちゃんとした位置づけをしっかりと踏まえて活用の方策を示していただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） （聴き取り不能）本当にありがとうございます。

本当にあの、今までの議論の中でもそういったところが一つ大きな課題になっているというふうに改めて認識させていただきましたので、当面、この予算をもって無料休憩所という形で開館をさせていただきながら、次年度に向けての歳時記会館の活用につきましては、そういった位置づけをしっかりと踏まえて対応のほうを検討し、ご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） ちょっと初歩的なことの質問なんですが、今、あそこの歳時記会館の隣の、実際、駐車場に活用されているんですが、あそこの土地の所有権と、それから土地の正式な、なんていいますか、駐車場として扱っているのか、緑地として扱っているのか、公園として扱っているのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 当該地につきましては、所有のほうは電源開発株式会社様の所有でございます、いわゆる歳時記会館の敷地のみ、町のほうで借り受けを受けているといったようなところでございます。で、正式なその土地の地目であったりだとか、そういったところについてはちょっとあの、今のところちょっとうちのほうで把握していないところではございますが、現実としてはやはりあそこに区画線もあり、駐車場として活用されていると認識しているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第62号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎農地・農業用施設等の災害復旧事業等に係る町の支援制度の改善をお願いする件

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第11、陳情3-13 農地・農業用施設等の災害復  
旧事業等に係る町の支援制度の改善をお願いする件を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員会委員長、中野大徳君。

〔経済文教常任委員長 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 経済文教常任委員会審査報告。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたし  
ます。

（1）審査事件。陳情3-13 農地・農業用施設等の災害復旧事業等に係る町の支援制  
度の改善をお願いする件。布沢区長、小林幸夫。坂田区長、馬場正一。塩ノ岐区長、五十嵐  
利明。

（2）審査経過。本事件は、令和3年只見町議会12会議において付託を受け、令和3年  
12月14日、令和4年1月21日、参考人を招致しました。2月18日、3月2日、5月  
12日、6月2日、8月18日、9月7日の委員会で審査しました。

（3）審査結果、趣旨採択。

(4) 理由。近年、農業事情は気候変動などの影響で洪水等などによる農地、農業用施設への被害が近隣町村含めて甚大な被害が発生しております。人口減少、高齢化により集落維持機能が低下していく当町において、農地・農業用施設等の補助金や補助率については、今後、状況に応じた対応をしていきたいと町当局も回答をしていることから、農地、農業用施設の支援制度の改善陳情の趣旨は十分理解できると判断しました。当局の意見も踏まえ調査結果として趣旨採択といたしました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情3-13は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議員の派遣について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第12、発委第2号 議員の派遣についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君の説明を求めます。

3番、齋藤邦夫君。

〔議会運営委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員長（齋藤邦夫君） 発委第2号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出します。

裏面に別紙がございますので別紙を申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、町村議会議員研修会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、郡山市、ビックパレットふくしま。（3）期間、令和4年10月24日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員12名。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第2号 議員の派遣については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。



◎ 9月会議以降における正副議長、議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、9月会議以降における正副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。



◎ 町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和4年只見町議会9月会議が散会されるにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

9月会議におかれましては、9月7日から本日までの通算10日間という長きにわたりまして慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

そのうえで、一般質問につきましては9名の議員の方々からご質問をいただきました。

JR只見線が再開通後の町の取り組み方、町振興の取り組み方、それから観光振興事業、農業振興、将来にわたる町政の行方ということで、これからの只見町をどういう方向で取り組んでいくのかという趣旨のご質問が多かったというふうに受け止めております。

さらには、物価高対策や豪雨災対応などの防災対策などの日々の町民の日常の生活の安心安全をどのように守っていくのかという身近なご質問もいただきました。

そういった中で、一般質問の中でそれぞれ答弁もさせていただきましたし、また、再質問、

再々質問という形でいろいろご意見賜りました。この事柄につきましては私を先頭に庁議構成員、職員全体の考え方としてとりまとめまして、取り組みをしっかりとやっていきたいというふうに改めて感じたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、提案させていただきました条例改正などの議案並びに補正予算につきましては、原案どおり可決いただきましてありがとうございます。ただ、決算審査にあたりましては、特に一般会計について指摘事項をいただきました。決算特別委員会の中で、本当にあの、単年度でなくて数年間にわたる課題が今まで、まだ引きずっているといいますか、今までその解決に至らないということの事の大きさもありますし、そのようなことをしっかりと受け止めて、この後、その取り組みをどのようにしていくかということは関係者と改めて具体的な取り組みについて検討を加えさせていただきたいというふうに思います。

また、ただ今、追加補正予算も出させていただきました。本来のあり方は私も7番議員の趣旨は十分、そのとおりだなというふうに私も反省しております。ので、その辺のところは議員の方々おっしゃるのは、どうしても我々も急場の対応と、大場の対応と、大きく二つあるかと思いますが、その辺の議論と説明する力もつけていかないと、急場の対応でこういうことをさせていただきます、大場の対応としてはこういったことを皆さんと力を合わせて考えていきますという説明の力をつけていかないと、急場の話と大場の話が混同してしまって、非常に皆様方に本当にお時間をとらせてしまうということで、我々の説明力の向上も図っていかねばならないということを改めて感じたところでございます。

今後につきましては、大きく、施設に関しては只見駅舎の複合化の問題、町の振興に繋がるようなあり方。それから季の郷湯ら里のリニューアル等につきましては、皆様の改めてご懸念を持っていらっしゃるというご意見もありました。

そして、もう一つは今般、補正予算認めていただきましたが、今後の只見町を形作っていく中では、薪エネルギーの導入と第三セクターの経営統合は、これは避けて通れない課題だなというふうに私は思っておりますので、説明が至らないところ、準備不足のところ、その辺のところはしっかりと反省するところは反省して、しっかりした資料の準備と説明する力を向上して、改めて皆さんのところにご説明に臨んでいきたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願い申し上げます。

そして、もう一つでございますが、今般、決算資料の作成にあたりまして不手際がございまして、この場をお借りいたしまして改めてお詫び申し上げます。

本日、散会后、早速、庁議を開催しまして、毎回、散会后には庁議開催しておりますが、その反省点の中の大きな一つだなというふうに思っております。やはり日頃の庁議構成員も勿論ですが、職員全てにわたって、これは全て、私の指導力のなさではあります、職員一人一人が仕事に対する取り組む姿勢、心構え、意識が一つの一枚の資料に表れるものというふうに思いますので、その辺のところはやはり、もしかすると、もしかするとですが、慣れからくる、その辺のちゃんとしたチェックといたしますか、そういったのがなかったのかということも考えられますので、慣れることは必要ですが、それが慣れ合いになってはいけませんので、その辺のところもなお、庁議の中で話をしていきたいと思っております。

また、これからは人員の確保も必要でございますが、併せて人材の確保、本当に人材が地域の宝物だと思っておりますので、そういったことで今後は町政に様々な形で町政を運営していくという意識で、人材の確保、人材の育成に努めてまいりたいと思っております。その中で職員研修にもより一層力を入れていかなければならないという認識を新たにいたしました。

現在の取り組みが将来の町の姿に表れるわけですから、今の私たちの取り組みが将来の子ども世代、将来世代に大きな負担となるのか、新たな良い展開になるのかということがありますので、その責任の重さを改めて感じまして取り組んでまいりたいと思っております。

そして、いよいよ10月1日には、お蔭様をもちましてJR只見線が全線再開通いたします。式典につきましては県の只見線管理事務所のほう、県知事のほうからいろいろご案内あったかと思っておりますが、只見小学校体育館で式典が行われますので、改めまして皆様方のご臨席と今後益々の、只見線全線再開通並びにその後のことが只見町発展の弾みになるように、引き続きのご指導・ご鞭撻を賜りますことと、皆様方の益々のご健勝を心からお祈り申しあげまして、9月会議散会にあたりましての私からのご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は通算10日間の長い日程でありましたが、議員各位のご協力によりまして予定しておりました日程を終了することができました。

また、決算特別委員会の審議については、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力により十分審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

当局におかれましては、監査委員や一般質問で出されました意見あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等に特に留意をされ、町民が望む、町民のための事務事業の速やかな執行と町政進展に今後ともさらにご努力されますことをお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、秋の収穫時期を迎え忙しくなります。健康には十分注意をされ、ご活躍いただきますことをお願いをしご挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、9月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

上着の着用を求めます。

これを持ちまして、只見町議会9月会議を終了いたします。

ご苦勞様でした。

（午前11時27分）